

# 共済だより



## contents

- 被扶養者について .....6-7
- 被扶養者認定事務の取扱いの変更について .....8
- 平成 27 年度の保健事業について .....9
- 年に一度の特定健診・  
特定保健指導で健康管理！ ..... 10-11
- まんがでわかる！ 年金一元化 ..... 12-15



P2-5

平成27年度  
事業計画及び予算



## 3月3日第1回組合会で議決

平成27年第1回組合会が3月3日に開催され、平成27年度の事業計画及び予算が決まりましたのでお知らせします。

共済組合の事業は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金で賄われています。平成27年度も組合員数の減少は続くうえに、10月からは標準報酬制が導入されることにより収入の増加は見込めません。今なお、混迷が続く経済及び金融情勢のなか、資金運用益の見通しも大変厳しくなっています。

なお、各経理別の事業概要は次のとおりです。

### 基本項目 予算作成にあたっての基礎数値

区分	全体	介護第2号被保険者
組合員数	16,210人	10,134人
組合員1人当たりの平均標準報酬月額	短期 395,313円	短期 438,126円
	長期 396,206円	—
被扶養者数	18,029人	3,289人

## 平成27年度財源率(4月～9月)

### 給料(本俸)

(単位:%)

経理区分 組合員種別	短期経理						保健経理		長期経理			業務経理	
	掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当拠出金	事務費負担金
一般組合員	一般職	63.8	63.8	7.0	7.0	0.25	0.3625	2.7	2.7	105.775 (107.9875)	106.1038 (108.3163)	50.25	—
	組合専従	63.8	63.8	7.0	7.0	0.25	0.3625	2.7	2.7	105.775 (107.9875)	105.775 (107.9875)	50.25	1.5
	特別職	51.04	51.04	5.6	5.6	0.2	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—
	派遣職員	63.8	63.8	7.0	7.0	0.25	0.3625	2.7	2.7	105.775 (107.9875)	106.1038 (108.3163)	50.25	1.5
市町村長組合員	51.04	51.04	5.6	5.6	0.2	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—	
長期組合員	一般職	2.40	2.40	—	—	—	0.3625	2.7	2.7	105.775 (107.9875)	106.1038 (108.3163)	50.25	—
	特別職	1.92	1.92	—	—	—	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—
市町村長長期組合員	1.92	1.92	—	—	—	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—	
特定消防組合員	63.8	63.8	7.0	7.0	0.25	0.3625	2.7	2.7	105.775 (107.9875)	106.1038 (108.3163)	50.25	—	
船員一般組合員	60.53	67.07	7.0	7.0	0.25	0.3625	2.7	2.7	105.775 (107.9875)	106.1038 (108.3163)	50.25	—	
継続長期組合員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105.775 (107.9875)	106.1038 (108.3163)	50.25	1.5

1人当たり月額903円

### 期末手当等(ボーナス)

(単位:%)

経理区分 組合員種別	短期経理						保健経理		長期経理			業務経理	
	掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当拠出金	
一般組合員	一般職	51.04	51.04	5.6	5.6	0.20	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—
	組合専従	51.04	51.04	5.6	5.6	0.20	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.62 (86.39)	40.2	1.5
	特別職	51.04	51.04	5.6	5.6	0.20	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—
	派遣職員	51.04	51.04	5.6	5.6	0.20	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	1.5
市町村長組合員	51.04	51.04	5.6	5.6	0.20	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—	
長期組合員	一般職	1.92	1.92	—	—	—	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—
	特別職	1.92	1.92	—	—	—	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—
市町村長長期組合員	1.92	1.92	—	—	—	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—	
特定消防組合員	51.04	51.04	5.6	5.6	0.20	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—	
船員一般組合員	48.42	53.66	5.6	5.6	0.20	0.29	2.16	2.16	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	—	
継続長期組合員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84.62 (86.39)	84.883 (86.653)	40.2	1.5

※長期組合員・市町村長長期組合員は、後期高齢者医療制度の被保険者です。 ※長期掛金・負担金の上段は4月～8月、下段の( )は9月の率です。

※[ ]:今年度変更した率です。

※平成27年10月から、掛金・負担金の算定基礎が現行の「手当率制」から「標準報酬制」へと移行するため、給料と期末手当等が同じ率になります。

## 短期経理 短期財源率、介護財源率を引き上げます

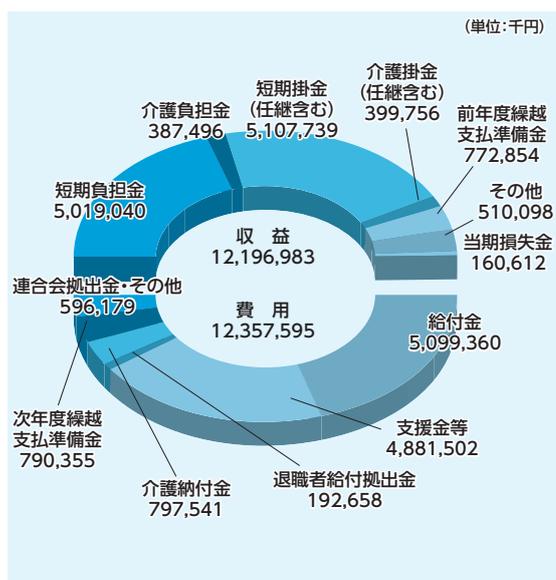
組合員及び被扶養者の医療費等を賄う経理です。

短期給付財政は、収入において、組合員数の減少に加え、標準報酬制の導入により、掛金・負担金収入の増加は見込めません。一方、支出において、医療費は組合員数の減少にかかわらず若干増加すると見込んでいます。また、高齢者医療制度に係る支援金等は負担金の割合が変更されることにより大幅に負担が増えることになります。

よって、平成27年度短期財源率は、短期積立金を取り崩しつつ財源率を千分の6.08引き上げて千分の102.08で運営します。

医療費増こう対策として、毎年度策定する「短期給付財政安定化計画(データヘルス計画)」を組合員及び被扶養者の皆さんに周知するとともに、引き続き「医療費通知」・「ジェネリック差額通知」を行います。

また、介護財源率においても、介護納付金が増額するため、千分の0.24引き上げ、千分の11.20で運営します。このような財源率の引き上げは、組合員の皆さんの負担増になりますが、今後の短期経理の健全な運営のためにご理解いただきますようお願いいたします。



### 平成27年度 高齢者医療制度に支援する費用です。

前期高齢者納付金	29億9,662万円
後期高齢者支援金	18億8,488万円
退職者給付拠出金	1億9,260万円
老人保健拠出金	6万円
合計	50億7,416万円



※高齢者医療に係る費用を総報酬額で除した率です。

## 預託金管理経理 長期給付積立金の一部を運用します

長期給付積立金は、連合会において運用されていますが、構成組合における他経理への貸付や地方公共団体への縁故地方債の取得資金に必要な資金を預託され、運用管理している経理です。

項目	金額
収益	55,045
費用	55,045
利息及び配当金	55,045
支給利息	55,045

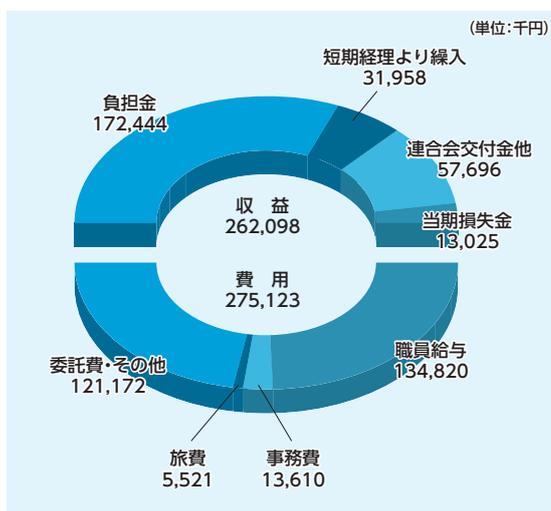
## 業務経理 事業運営に必要な諸経費を賄います

共済組合を組織する市町等から事務費負担金として納付された負担金で、年金、医療等に関する事業などを行うための事務費や人件費などを賄う経理です。

平成27年度の地方公共団体負担分は、組合員1人当たり年額10,836円となります。

また、短期経理からは、組合員1人当たり年額2,005円を繰り入れます。

地方公共団体が、厳しい財政状況の下、定員の削減や事務経費の削減が図られていることから、共済組合においても引き続き職員数の抑制や事務に要する経費を見直し、より一層の削減に努めて運営してまいります。

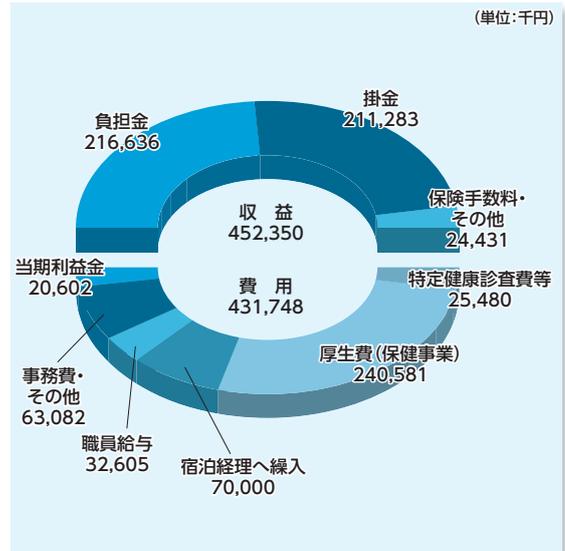


## 保健経理 健康の保持増進を目的に事業を行います

保健事業では、組合員及び被扶養者の心と体の健康保持増進に役立つための保健事業、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

平成27年度も疾病予防対策として健診助成事業に重点を置きながら、医療費増こう対策のための各種事業を行います。また、特定健康診査及び特定保健指導については、第2期に入り実施率達成を目指すだけでなく結果を意識した事業となるよう努めます。また、保険者に義務付けられたデータヘルス計画の策定に基づき、医療費適正化に向けた事業への体制作りをしていきますので、引き続き、皆様のご協力をお願いします。

なお、防長苑に関しては、土地・建物等資産の保持及び管理に要する費用や減価償却費等に充てる費用の繰り入れを予定しています。

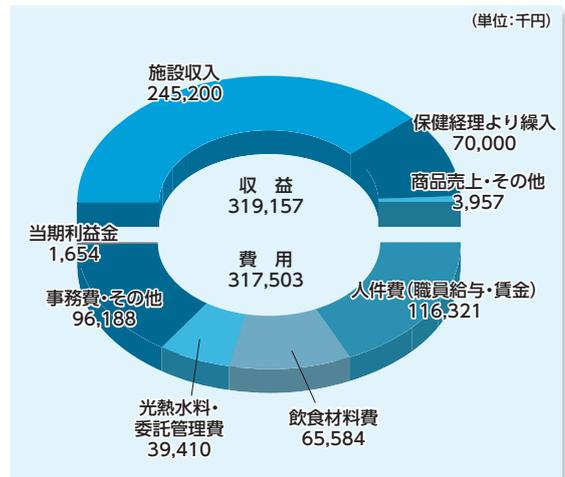


## 宿泊経理 保養所 防長苑を経営しています

平成27年度も引き続き『組合員と共に歩む』を合言葉とし、組合員と被扶養者の皆さんのニーズに沿ったプランをご提供していきます。昨年9月に安全面を重視した改修工事を行いました。新規導入しましたカードキーシステムは多くの宿泊者から好評をいただいています。また、昨年4月から組合員の宿泊について、洋室ツインルーム、和室8畳のシングル利用料金を洋室シングル料金と同額にしました。

所属所との連携事業として2年目に入りました、各市町の旬の農水産物を使った料理コラボ『お維新ちゃ!やまぐち』を更にグレードアップさせていきます。

おもてなしの心を常に持ち、組合員に喜んでいただけるよう努めてまいりますので、ぜひ、ご家族で、また、お友達とお誘い合わせのうえお越しください。



## 貯金経理 財産づくりをお手伝いします

貯金事業は、組合員からお預かりした資金を、安全に効率運用し還元していくことを目的に行っています。

今年度も支払い利率は年0.9%で運営していきます。

資金は、債券と預金により運用しています。債券については、国債・地方債・特別の法律による法人の発行する債券・高格付の社債及び外国債による運用を今後も引き続き行いきます。また、預金については、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関については選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めます。

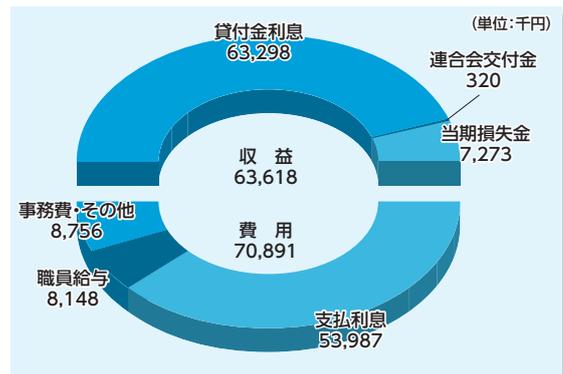
低金利時代の今、あなたのもっとも確実な資金運用先として共済貯金をご利用ください。(16～17ページに関連記事があります。)



## 貸付経理 住宅資金や臨時資金をお貸しします

貸付利率は、財務大臣が定める財政融資資金利率に連動するものとなっており、当該設定利率の最低利率で下げ止まっています。市中金融機関の貸付利率が低くなっている状況では、共済貸付の有利性が乏しく新規貸付申込みの少ない状況が続いています。また、民間金融機関への借換えのための一括繰上償還をする者が多いこともあり、組合員貸付金残高は年々減少しています。このため、貸付金利息収入が減少し、単年度収支は引続き赤字が見込まれます。

このため、平成27年度においても剰余金(欠損金補てん積立金)を取り崩し運営する予定です。



## 長期経理 10月から厚生年金に変わります

長期給付事業の一元的処理に伴い、全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)が年金の決定・支払いを行います。このため、この経理は、地方公共団体及び組合員から徴収した負担金・掛金を連合会に全額納付するための経理となります。

また、平成27年10月に共済年金は厚生年金に統一され、公務員も厚生年金保険制度に加入することになります。現在のこの経理は、平成27年9月末日をもって削除され「厚生年金保険経理」、「退職等年金経理」、「経過的長期経理」が新たに設けられます。

収 益		費 用	
負担金	8,524,779	負担金 払込金	8,524,779
掛 金	4,135,800	掛 金 払込金	4,135,800
合 計	12,660,579	合 計	12,660,579

## 厚生年金保険経理 長期経理から引き継ぎます

平成27年10月の被用者年金制度一元化後の、厚生年金保険給付等の事務を実施するため10月以降の長期経理から承継される経理です。

公務員の厚生年金事業については、実施機関の一つとして引き続き共済組合で行い、地方公共団体及び組合員から徴収する保険料(負担金・組合員保険料)は、連合会へ全額納付することになります。

被用者年金一元化に伴う法律の円滑な施行に遺漏のないよう、組合員及び年金受給者に対して、公的年金制度についての認識及び理解を深めるように積極的に広報活動を行うとともに、相談業務の充実に努めます。

収 益		費 用	
負担金	6,217,995	負担金 払込金	6,217,995
組合員 保険料	4,224,994	組合員 保険料 払込金	4,224,994
合 計	10,442,989	合 計	10,442,989

## 退職等年金経理 「年金払い退職給付」としてスタートします

被用者年金制度の一元化に伴い職域年金相当部分は廃止となり、新たに「年金払い退職給付」が始まります。地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。年金払い退職給付は、積立方式による給付となり、年金額は、基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた年金現価率をもとに改定されます。

年金払い退職給付に係る保険料率(掛金率)は、0.75%(労使合わせて1.5%)を超えない範囲で地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

また、経過措置として、平成27年10月以降に年金の受給権が発生する方で、平成27年9月までの組合員期間がある方については、その期間に応じた職域年金相当部分の年金が支給されます。

収 益		費 用	
負担金	366,955	負担金 払込金	366,955
掛 金	366,955	掛 金 払込金	366,955
合 計	733,910	合 計	733,910

## 経過的長期経理 公務等による年金の支払いに充てられます

平成27年10月以降に発生する公務による障害及び遺族年金については、年金払い退職給付制度から支払われますが、それ以前に決定された公務による年金の支給に充てられます。

収 益		費 用	
負担金	13,044	負担金 払込金	13,044

# 被扶養者について

被扶養者として認定されると、組合員被扶養者証(健康保険証)が交付されます。この証を医療機関等の窓口で提示すると、自己負担が3割(就学前の方は2割)で受診することができます。

また、その他にも家族出産費等の短期給付を受けることができます。

ここでは被扶養者として認定されるための要件等について説明します。

## ●被扶養者の範囲

- ①組合員の配偶者(内縁関係を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- ②組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で①に掲げる者以外のもの
- ③組合員の内縁の配偶者の父母及び子(その配偶者の死亡後も同じ。)で組合員と同一世帯に属するもの

上記の範囲内で、主として組合員の収入によって生計を維持している者が、被扶養者となります。

ただし、下記の①から④に該当する者は、主として組合員の収入により生計を維持する者に該当しないため、被扶養者になることはできません。

- ①共済組合の組合員、又は健康保険の被保険者である者
- ②その者について、組合員以外の者が国・地方公共団体・その他から扶養手当又はそれに相当する手当を受けている者
- ③組合員が他の者と共同して扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- ④認定基準額以上の所得がある者

～認定基準額とは～

年額 130万円

※ただし、その者の所得の全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得の場合か、60歳以上の者であってその者の所得の全部又は一部が公的年金等に係る所得である場合は、認定基準額が180万円となります。

また、月額及び日額で判断した方が実情に即している場合は、月額及び日額でも判断します。

- ・月額の考え方(月額基準額)・・・認定基準額÷12月(130万円の場合108,334円)
- ・日額の考え方(日額基準額)・・・認定基準額÷12月÷30(130万円の場合3,612円)

## ◎被扶養者認定における所得の取扱い

- ・所得税法上の所得と同一ではありません。
- ・暦年(1月から12月)や年度単位で期間を限定しているものではありません。
- ・被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる次の所得の年間の収入総額です。

<被扶養者認定上の所得の種類>

### 1 給与所得(給料・賞与・手当・賃金等)

給与・賞与・手当・賃金の総支給額(所得控除前の額)から通勤手当の非課税分を除いた額

■3か月連続で月額108,334円以上となる場合は、認定基準額以上の所得がある者として取扱います。

### 2 農業・事業・不動産所得

農業・事業から生じる収入及び土地、家屋等の賃貸による収入の総額から被扶養者認定上認められた経費(所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費)を控除した額

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※給料・賃金については、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料(一人につき年額130万円以上)を支払っている場合は、その者の所得が認定基準内であっても被扶養者として認められません。また、同居の親族に対する給料・賃金は、原則として必要経費として認められません。

※家内特例経費等については、実際かかった経費ではないため、経費としては認められません。

※所得税の確定申告はしていないが、市(町村)・県民税の申告をしている場合も同様の取り扱いとします。

### 3 年金所得

各種年金(遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金も含みます。)、恩給等の証書等に記載された決定年金額  
企業年金は所得に含みますが、個人年金は含みません。

### 4 利子所得

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

### 5 その他の所得

雇用保険法に基づく失業給付又は社会保険法に基づく休業給付金等

- ❑失業給付の基本日額及び休業給付等給付日額が3,612円以上の給付金を受給する場合は、その受給期間中は認定基準額以上の所得がある者として取扱います。

### 6 組合において、1～5に準じる所得と認定した収入

株式譲渡所得等



#### ～父母合算による取り扱いについて～

父母等については、認定対象者に配偶者がいる場合は、父母等の所得の合算額により判断します。

認定対象者各々の収入が基準内であっても合算額が合算基準額を超えている場合は、被扶養者として認定することができません。

区 分	父母いずれか (A)	Aの配偶者 (B)	父母の合算額 ①+②	被扶養者としての認定可否	
	年間所得額①	年間所得額②	※合算基準額	A	B
父母ともに60歳未満	130万円未満	130万円未満	260万円※未満	認定	認定
	130万円未満	130万円以上	260万円※未満	認定	×
	130万円未満	130万円以上	260万円※以上	×	×
父母いずれかが60歳以上 (60歳以上がAとする)	180万円未満	130万円未満	265万円※未満	認定	認定
	180万円未満	130万円以上	265万円※未満	認定	×
	180万円以上	130万円未満	265万円※未満	×	認定
	180万円以上	130万円未満	265万円※以上	×	×
父母ともに60歳以上	180万円未満	180万円未満	270万円※未満	認定	認定
	180万円未満	180万円以上	270万円※未満	認定	×
	180万円未満	180万円未満	270万円※以上	×	×

(注)所得の「180万円」には、所得の全部又は一部に公的年金を含むものとします。

#### ◎被扶養者の認定に係る届出

被扶養者となるには、共済組合の認定を受けることが必要です。

被扶養者の要件を備える事由が生じた日から30日以内に、所属所を経由して「被扶養者申告書」を提出してください。

申告書には、組合員が扶養している事実や扶養しなければならない事情などが確認できる書類の添付が必要です。

なお、事由発生日から30日を過ぎた場合は、申告書の受付日からの認定となります。

#### ◎被扶養者の取消に係る届出

被扶養者の要件に該当しなくなるときは、資格を喪失しますので、速やかに所属所を経由して「被扶養者申告書」を提出してください。

申告書には、取消日の確認できる書類及び組合員被扶養者証等の添付が必要です。

なお、取消申告が遅れた場合で、医療費等の給付が過誤支給となったときは、組合員にその返還を請求することになります。

#### 国民年金第3号の被保険者の届出

組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金の第3号被保険者となります。

資格取得の手続きは、共済組合を経由して行うことになっていますので、「国民年金第3号被保険者資格取得届」を提出してください。

また、被扶養者の資格を喪失する場合は、国民年金第3号被保険者の資格も喪失しますので、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」を提出してください。

ただし、社会保険に加入される場合は、提出の必要はありません。

お問い合わせ先 保険課 資格係 ☎ 083-925-6142

# 被扶養者認定事務の取扱いの変更について

被扶養者認定上の所得とは、所得税法上の所得とは異なり、将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる所得の年間の収入総額をいいます。その収入総額が認定基準額以上の場合、被扶養者として認定することができません。

また、被扶養者の所得が認定基準額以上となった場合も、被扶養者の資格を喪失します。

このたび、給与所得の取扱いのうち、連続する12か月の給与所得が認定基準額以上となった場合の取扱いを見直したため、喪失日が以下のとおり変更となります。

(事例)

年 月	月額判定	給与月額	年額判定	12か月の合計	
平成26年7月	○	101,300円	○	101,300円	
8月	○	95,400円	○	196,700円	
9月	○	98,000円	○	294,700円	
10月	○	108,000円	○	402,700円	
11月	○	103,800円	○	506,500円	
12月	○	104,700円	○	611,200円	
平成27年1月	×	110,300円	○	721,500円	平成26年7月から平成27年6月までの合計
2月	×	120,900円	○	842,400円	平成26年8月から平成27年7月までの合計
3月	○	106,700円	○	949,100円	
4月	×	110,400円	○	1,059,500円	
5月	○	107,700円	○	1,167,200円	
6月	×	130,300円	○	1,297,500円	
7月	○	103,300円	○	1,299,500円	
8月	○	105,900円	×	1,310,000円	平成26年9月から平成27年8月までの合計



**変更前** 喪失日:平成26年9月1日  
(給与所得の合計が認定基準額以上となった連続する12か月の起算日)

**変更後** 喪失日:平成27年8月1日  
(連続する12か月の給与所得の合計額が認定基準額以上となった月の初日)

ただし、次の場合の喪失日は、上記の事例と異なります。

※給与月額が月額基準額以上の労働条件で勤務している場合 → 喪失日:就職日又は労働条件変更日  
ただし、労働条件変更日以降も給与月額が月額基準額未満である場合は、労働条件変更日で取り消す必要はありません。

※3か月連続で月額基準額以上となる場合 → 喪失日:3か月連続で月額基準額以上となった最初の月の1日

適用年月日

平成27年4月1日(所属所受付分)

## 被扶養者の資格要件の確認を

4月は就職・進学等で被扶養者の異動が多くなる時期です。

被扶養者が就職等により健康保険の資格を取得した場合等は、被扶養者資格の取消手続きが必要になりますので、所属所の共済事務担当課で速やかに手続きをしてください。

また、農業・事業・不動産所得等がある被扶養者は、平成26年分の確定申告で収入を把握し、被扶養者認定上認められた経費を控除した額が認定基準額未満であることを確認してください。

※被扶養者の資格要件に該当していないにもかかわらず、取消手続きが遅れた場合、遡及して取消となった期間に医療機関等で受診された医療費のうち、窓口負担分を除いた共済組合負担分及び附加給付等を組合員に請求することになります。

お問い合わせ先 保険課 資格係 ☎ 083-925-6142

# 平成27年度の保健事業について

組合員と被扶養者の皆さんの心と身体の健康のために、人間ドックや各種健診助成、健康相談、健康セミナー、施設利用助成などを実施します。

事業の内容や今年度の利用券などは、クリアファイルで配布します。

1年間お手元に置いて、活用してください。

◆請求用紙は、共済組合のホームページでダウンロードできます。



## 宿泊利用助成券

防長苑…3,000円【白色】【桃色】  
その他契約施設…2,000円【黄色】

## 保健文化施設利用助成券

契約施設…1利用500円以内【水色】

とは…

利用助成券を各所属所の共済組合事務担当課で発行してもらい、利用施設に持参し提出すると、助成額を差し引いてのお支払いとなるものです。

### 利用上の注意!

- ◆助成対象者は、共済組合員とその被扶養者です。長期組合員を含み任意継続組合員は含みません。
- ◆「宿泊利用助成券」は、宿泊料に対する助成ですので、乳幼児等で宿泊料が発生しない場合は、助成対象となりません。
- ◆「宿泊利用助成券」は、宿泊旅費の支給がある出張では利用しないでください。
- ◆助成券を利用するときは、利用施設で助成対象者全員の保険証(組合員証や被扶養者証)の提示が必要です。忘れた場合は、助成対象となりません。

病気の悩み、育児や介護の不安、薬の疑問、医療・福祉機関の情報など…  
健康について、困ったとき、知りたいときは、まず電話してください。

### 電話健康相談

 **0120-876-898**

年中無休・24時間いつでも相談できます。相談料・通話料(携帯も)とも無料です。

**Eメールでの相談** もできます。

山口県市町村職員共済組合のホームページのトップページ『共済健康相談室』のバナーをクリックしていただき、ID 876898でログインしてご利用ください。



ライフプランのシミュレーションができます。

## ライフプランステーション

山口県市町村職員共済組合のホームページのトップページ『ライフプランステーション』のバナーをクリックしてください。

ID	yamaguchi
パスワード	kyosai

保健事業は、医療費の適正化により短期給付財政の安定化に寄与することを目的に実施するものです。具体的には、レセプト・健診データを活用した事業の実施を求められており、共済組合では現在そのために、これまでの事業の見直しや、健診データの回収のための調整をしています。

そのため、健診結果データの提供等に同意いただけない場合は、共済組合の保健事業はご利用いただけないことになります。

事業の趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

40歳~74歳  
のあなたへ

# 年に一度の特定健診・ 特定保健指導で健康管理！

自覚症状のないまま進行する生活習慣病の発症を防ぐには、特定健診・特定保健指導による健康管理が効果的です。健康状態をチェックし、健康を維持しましょう！



## 特定健診の対象者はどんな人ですか？

体型や性別に関係なく、40歳～74歳のすべての人が対象です

40歳～74歳はメタボリックシンドローム(以下「メタボ」という。)の危険がある人が多く、このままでは生活習慣病につながる危険性が高い世代です。自覚症状のないまま進行する生活習慣病の発症を防ぐには、特定健診による健康管理が効果的です。



## どうしたら受けられますか？

難しい手続きはありません

- ①組合員の方は、職場の健診を受けてください。
- ②被扶養者(人間ドック申込者を除く。)の人には、受診券が届きます。そのほか、受診できる健診機関のリストなどのお知らせが同封されていますので、届いたら早めに開封しましょう。

### 1 受診券が届く

受診券や特定健診に関するお知らせが届きます。



### 2 申し込む

受診有効期間や健診機関リストをよく読み、期限内に受診医療機関を選んで申し込みます。

### 3 健診を受ける

前日までの注意事項があればそれに従います。受診券と健康保険証を持参しましょう。



## どんな検査が行われますか？

メタボに着目した検査項目で早期発見を目指します

腹囲測定

腹囲



採血

※空腹時血糖・HbA1c・中性脂肪・HDLコレステロール  
LDLコレステロール  
AST・ALT・γ-GT  
※はいずれかの実施で可

身体計測

身長・体重  
BMI

血圧測定

収縮期血圧・拡張期血圧



検尿

尿糖・尿たんぱく

問診

現在の健康状態のほか、喫煙・服薬・既往歴などについて確認

- 医師の判断により、貧血検査、心電図検査、眼底検査が行われる場合もあります。
- 青字は特定保健指導対象者選定のための項目です。



## 特定保健指導も全員が受けるのですか？

### 健診結果からメタボのリスクがある人のみが対象となります

健診後、すべての受診者に健診結果が提供されます。

健診結果は3段階に階層化され、生活習慣の改善が必要な人には、後日、特定保健指導の通知が届きます。



## 特定保健指導では、どんなことをしますか？

### 専門スタッフのサポートのもと、生活習慣の改善を行います

医師、保健師、管理栄養士などの専門家からサポートを受けながら行う生活習慣改善のためのプログラムを行います。メタボのリスクに応じて、**動機づけ支援**と**積極的支援**の2種類のプログラムに分かれます。

#### 動機づけ支援(対象者)

メタボのリスクが現れ始めた段階の人が対象です。専門家との**原則1回**の面接で、あなたのライフスタイルを考慮した実行しやすい生活習慣改善のための計画を立て、自分自身で実行します。**6か月後**に健康状態や生活習慣の確認が行われます。



#### 積極的支援(対象者)

**初回面接**であなたのライフスタイルを見直し、あなたを取り組めそうな計画と目標を考えます。食事や運動を中心にメタボ改善の計画を立て、**3か月以上継続したサポート**を専門家から受けながら実行します。**6か月後**に健康状態や生活習慣の確認が行われます。



自覚症状の無いまま、静かに進行していく生活習慣病の発症を防ぐには、健診による健康管理が大切。毎年受診して、予防・改善を行うことは、あなたの健康を守る第一歩です。

次回の特定健診も忘れずに受けましょう！



お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

まんがで  
わかる!  
年金一元化

# 被用者年金が 一元化されます



## 被用者年金の一元化のあらまし

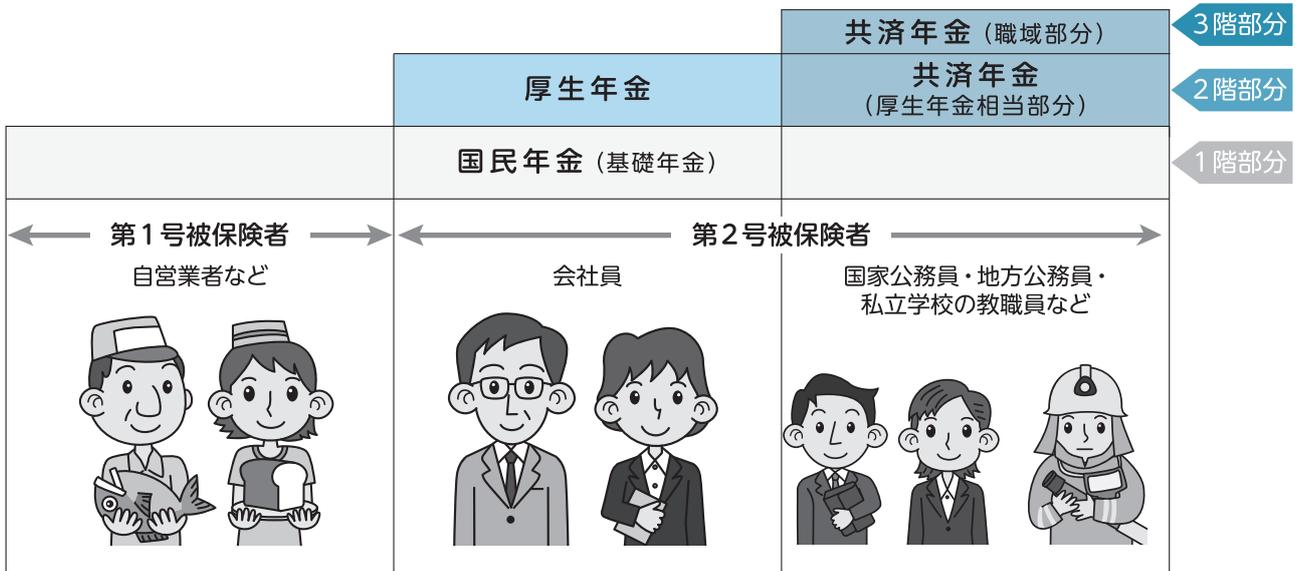
被用者年金は民間サラリーマンが加入する厚生年金と公務員や私立学校の教職員（以下、公務員等）が加入する共済年金に分かれていますが、厚生年金も共済年金も被保険者である期間に支払った保険料に応じて年金給付を受取るという基本的な仕組みは同じです。ただし、両年金制度の間には、保険料率や給付内容の一部に差異があり、官民較差ではないかという指摘がありました。被用者年金の一元化は、民間サラリーマンも公務員等も同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の年金給付を受けるといった公平性を確保するために、厚生年金制度に公務員等も加入し、被用者年金を厚生年金制度に統一するものです。

ポイント

具体的なポイントは次のとおりで、平成27年10月から実施されます。

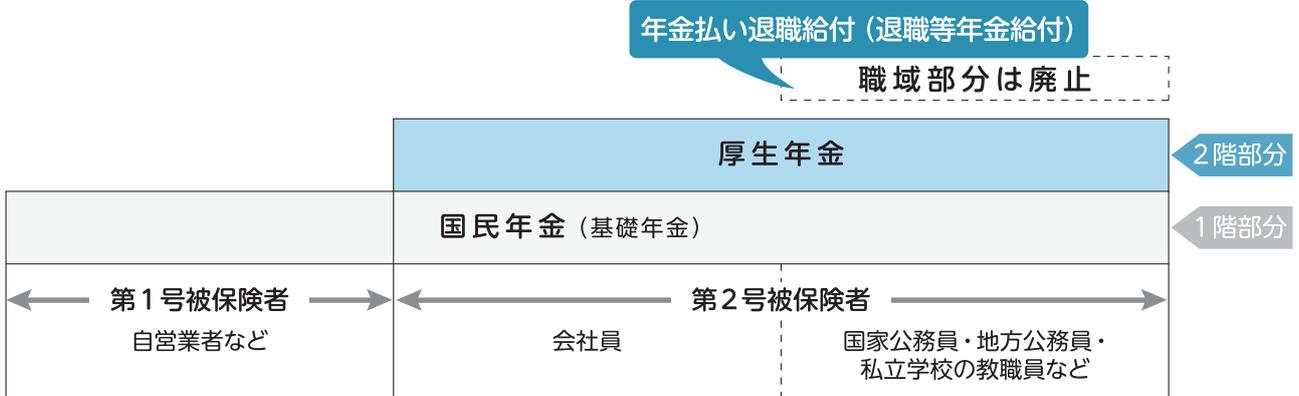
- 厚生年金に公務員等も加入することとし、被用者年金制度は厚生年金に統一されます（共済年金の職域年金を除く。）。
- 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金制度に揃えて解消されます。
- 公務員等の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一するとともに、共済年金の職域部分を廃止し、民間サラリーマンとの同一保険料、同一給付が実現されます。

## 現在の公的年金制度の体系



平成27年10月から

## 被用者年金一元化後の公的年金制度の体系



ココがしりたい!

Q & A

**Q** 一元化後は共済組合では年金に関する業務は行わなくなるのですか？

**A** 共済組合は一元化後も引き続き年金事業の業務を担っていきます。

**Q** 共済年金と厚生年金では、年金給付のしくみが違うのですか？

**A** 給付設計は同じですが、被保険者の年齢制限等の制度的な差異は、基本的には厚生年金に揃えます。

# 年金払い退職給付が 創設されます



## 新たな公務員共済制度年金

被用者年金が一元化されることにより、共済年金の職域部分が廃止されますが、廃止と同時に平成27年10月から「新たな公務員共済制度年金」として「年金払い退職給付（退職等年金給付）」が創設されます。

## 年金払い退職給付とは

年金払い退職給付は、新たに積立てる保険料を財源とする年金で、半分は有期年金、半分は終身年金となります。支給開始は65歳ですが60歳から繰上げが可能です。有期年金の期間は、10年又は20年を選択できます。本人が死亡した場合、終身年金は終了しますが有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

また、公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、障害年金や遺族年金が支給されます。

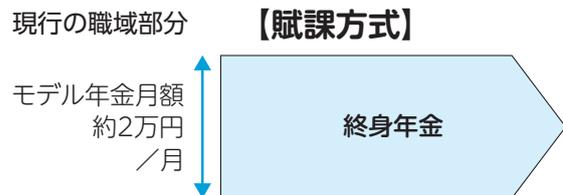
## 〈年金払い退職給付の概要〉

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。  
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

## 「年金払い退職給付」のイメージ



## 参考



※モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。

## ココがしりたい!

### Q & A

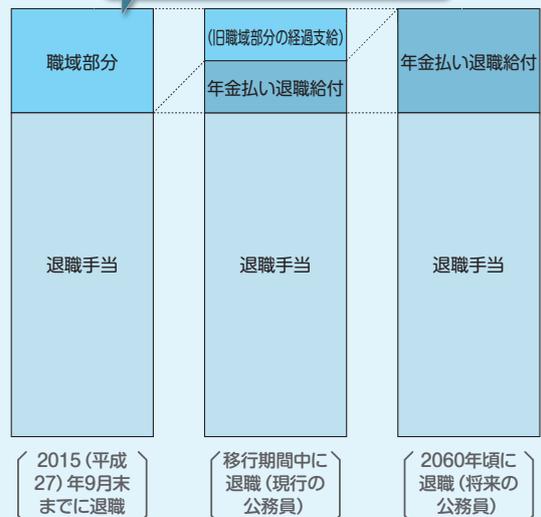
**Q** 現在の職域部分の年金支給については、どうなりますか？

**A** 平成27年9月までの組合員期間については、職域部分の年金として支給されます。平成27年10月前の組合員期間と10月以降の組合員期間がある方は、平成27年9月までは職域部分の年金、平成27年10月以降は年金払い退職給付としての年金が支給されます。

**Q** 年金払い退職給付の保険料率は、どうなりますか？

**A** 保険料率は上限（1.5%）が法定され、労使折半することになります。

2015（平成27）年10月廃止が決定済



お問い合わせ先 年金課 ☎ 083-925-6550

# 貯金事業のご案内

## 1. 事業の目的としくみ

貯金事業は、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として実施しています。組合員の皆さんからお預かりしたお金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

## 2. 対象者

山口県市町村職員共済組合の組合員本人が加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

## 3. 貯金利率及び運用状況

### ◆ 貯金利率

年0.9%(税引前)の半年複利(平成27年4月1日現在)。利率は金融情勢等により変動することがあります。付利単位は100円で、毎年3月末及び9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

◇年利を市中金利と比較してみると・・・	◇100万円を1年間預けた利息は?
<b>共済積立貯金 0.9%(半年複利)</b>	<b>7,185円 (税引後)</b>
A銀行の1年定期 0.03%(単利)	239円 (税引後)
A銀行の普通預金 0.02%(単利)	159円 (税引後)

※利息計算は概算であり、預入日等により計算が異なる場合があります。

### ◆ 共済積立貯金の運用

共済貯金は金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりません。債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入することはしていません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めております。

これらの運用状況は、共済だより3月号及び9月号で報告します。

## 4. 共済積立貯金の各種手続き

### ～手続きは所属所の事務担当課で!!～

貯金の手続き(加入・払戻し・積立等)に必要な書類はすべて所属所の共済事務担当課に備え付けてあります。

また、以下に示した各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。

所属所事務担当課での締切りは、所属所担当課にご確認ください。

### ◆ 加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書」「登録印鑑票」の2点を所属所担当課を通じて提出してください。

毎月10日共済組合着で、翌月の給料から積立開始となります。

加入申込み後に任意の金額を山口銀行から振込むことも可能です。

平成27年1月末現在、全組合員の約4割にあたる6,723の方が共済貯金を利用しています

### \*積立の種類

- 毎月の給料からの積立(定例積立)・・・給料から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ボーナスからの積立(賞与積立)・・・期末・勤勉手当から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- 希望時に任意額を積立(臨時積立)・・・山口銀行の窓口で、専用の振込用紙(所属所担当課に備付)を使用し、任意額(万円単位)を振込んで積立(振込手数料は不要)

#### ◆ 積立額の変更(年2回、募集期間にのみ受付)

- ・6月積立分からの変更 …… 4月10日～5月10日の間受付
- ・11月積立分からの変更 …… 9月10日～10月10日の間受付

#### ◆ 給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用 ※積立中断中でも、臨時積立は利用できます。

#### ◆ 払戻し(毎月2回送金、詳細なスケジュールは毎号の共済だよりに掲載)

- ・15日送金(前月末日受付)
- ・末日送金(当月15日受付)

払戻しの締切日を変更しました

#### ◆ 解約(月1回送金) …… 月末送金(当月10日受付)

#### ◆ 残高等のお知らせ(年2回・決算期)

3月末及び9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月及び10月に所属所経由で配布します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

## 5. 個人情報の利用

貯金業務で取扱う主な個人情報の利用目的は次のとおりです。

#### <当組合内部におけるもの>

- ・貯金の受入、払出
- ・残高管理及び貯金台帳等各種帳票の作成

#### <他の個人情報取扱業者等への情報提供を伴うもの>

- ・貯金の受入、払出等に伴う所属所及び給与等支給機関への情報提供
- ・非課税制度のために必要な情報の税務署への提供
- ・貯金の払出、送金のために必要な情報の送金委託機関への提供

## 共済積立貯金30周年記念

今年、共済積立貯金は30周年を迎えます。これを記念しまして、対象条件を満たした加入者の皆様に記念品を贈呈します。現在未加入の方は、この機会にぜひご加入ください。

#### ■ 記念品は図書カード(500円)を予定しています

平成27年10月上旬までに、ご自宅に直接送付予定です

#### ■ 対象条件

平成27年8月末時点で、共済積立貯金の残高が1円以上ある方全員が対象です

#### ■ これから新規加入される方は、次の方法で8月末までに積立ができます

- ▶ 平成27年7月10日(金)までに新規加入申込書が共済組合に到着していること
- ▶ 定例積立(給与からの積立)を同時に申し込んでいること
- ▶ 定例積立をしない場合は、8月末までに臨時積立(山口銀行窓口から振込み)を行うこと



## 積立額変更のご案内

**5月8日(金)共済組合必着 → 6月積立分(定例・賞与)から変更**

次回の積立額変更受付期間は9月10日～10月9日で、11月積立分からの変更となります。

## 共済だより(本号)に「新規加入・変更・解約申込書」を挟み込んでいます

新規加入・積立額変更の申込みなどにご利用ください。申込書の提出は、所属所の共済事務担当課へ。

※新規加入の場合は、所属所担当課に備付けの「登録印鑑票」も必要です。

お問い合わせ先 福祉課 貯金担当 ☎ 083-925-6551

# 貸付事業のご案内

共済組合では、組合員の皆さんの臨時的支出に対する貸付けをしています。

詳細及び手続きなどは、所属所事務担当課又は共済組合福祉課にお気軽にご照会ください。

(平成27年4月1日現在)

貸付種類	貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付	◇組合員の生活必需品の購入や組合員が居住する住宅等の小規模な修理に要する費用など 例)「通勤車両の購入」や「トイレの修理」など	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	2.66
住宅貸付	◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などに要する費用 例)「住宅の新築」や「住宅のリフォーム」など	組合員期間が1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
災害貸付	家財	組合員	給料の6月分(最高200万円)	2.22
	住宅		組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	再貸付		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
在宅介護対応住宅貸付	◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などをする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	組合員期間が1年以上の者	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が限度額を超えると、超える額のうち介護対応工事費用を対象とする)	2.40
特別貸付	医療	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	2.66
	入学		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学		1月15万円を単年度毎 (修業年限により1～6年) (最高1,080万円)	
	結婚		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭			
高額医療貸付	◇組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、 任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付	◇組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※ローンの借換えや、クレジットの返済などは貸付けの対象となりません。

※貸付利率は変動性です。

※共済組合を含む金融機関などへの返済額が月収や年収の30%を超える場合は、貸付けができません。

お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

# 貸付事業 制度改革のお知らせ

H27.4.1  
改正

貸付事業の制度改革をしましたので、主な改正点をお知らせします。

	H27.4.1からの取扱い	参考
入学貸付 修学貸付	中等教育学校の後期課程について貸付の対象とする	山口県では、県立下関中等教育学校の後期課程のみが対象です
修学貸付	貸付限度額 月15万円(1年分最高180万円)	改正前 月10万円
	外国などで9月が年度始めの場合は、翌年の8月分まで貸付の対象とする	申込対象の学年の終了月分までが、貸付の対象です
住宅貸付	対象の不動産が第三者に譲渡された場合に、理事長が特別な事情があると認めた場合は、譲渡の制限をしないこととする	離婚や被災など
災害貸付	災害再貸付を行う場合、住宅・災害住宅貸付の未償還金について、全部繰上償還を要しないこととする	—
団信事業	団信保険に加入できる貸付金額 10万円以上	改正前 50万円以上

お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

## 共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	4月15日(水)	4月30日(木)
	4月30日(木)	5月15日(金)
	5月15日(金)	5月29日(金)
	5月29日(金)	6月15日(月)
解約	4月10日(金)	4月30日(木)
	5月 8日(金)	5月29日(金)

## 共済組合の行事(4月)

- 事務担当者会議  
4月10日(金) 防長苑
- 共済制度説明会(新規採用者向け)  
※希望所属所

防長苑のイベント(4月)  
●春の歓送迎会プラン  
～4月24日(金)

## 編集後記

今年も防長苑の生ビールまつりの季節が近づいてきました。4月1日(水)から17日(金)までは組合員様限定の先行予約期間です。週末などは人気があって、なかなか予約が取りにくかったりしますので、ぜひこの期間に早めの予約をしてみてください。(M.H)

今年年金情報として、被用者年金一元化に関する記事を4ページにわたり掲載しています。「公務員特有の職域部分は廃止されて、受け取れなくなるの!？」といった疑問をお持ちの方も多いと思いますので、ぜひ確認してみてください。(K.M)

## 組合の状況

平成27年2月25日現在



組合員/男  
10,569人



組合員/女  
5,380人



組合員/合計  
15,949人



任意継続組合員  
280人



被扶養者/男  
6,853人



被扶養者/女  
11,250人



被扶養者/合計  
18,103人

## お詫びと訂正

3月号(No.282)の15ページに掲載しました「組合の状況」に誤りがありました。正しくは次のとおりとなります。お詫びして訂正いたします。

訂正箇所…15ページ、「組合の状況」の被扶養者数

[誤]男33人 女129人 合計162人 [正]男6,837人 女11,252人 合計18,089人

山口県市町村職員共済組合

〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228  
TEL/083-925-6141(総務課) 083-925-6142(保険課) 083-925-6550(年金課) 083-925-6551(福祉課)  
●発行日/平成27年4月1日 ●発行人/平井 信治郎 URL <http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

# 生ビールまつり

2015  
今年一番の  
暑気払い!!

毎年恒例!! 防長苑のバイキング

組合員様限定 先行予約受付開始!!

先行予約期間：4月1日(水)～17日(金)

先行予約で防長苑商品券が当たる!

先行予約頂いた方の中から抽選で10組のお客様に防長苑商品券5,000円プレゼント!!  
当選者の抽選は4月下旬を予定しております。  
発表は当選者への直接のご連絡(送付)とさせていただきます。

2015年6月12日(金)～8月9日(日) 定休日：6月15・22・29日/7月6・13・21日  
18:00～20:45(オーダーストップ20:30)

**予約制** プッフェスタイル：和洋中各種料理が50種類以上

フリードリンク：キリン一番搾り(生)、スタウト(黒生)、一番搾りフローズン(生) 他  
料金：おとな **4,000**円/中高生 **2,000**円/小学生 **1,500**円 /

幼児(3歳以上) **500**円

朝食付宿泊優待：日曜～木曜日 **500**円

金・土・祝前日 **2,000**円 ※宿泊利用助成券使用後の金額です

◎もう一度来たくなる! 曜日限定リピート割引『リピ割』

～6月12日から6月30日まで～

期間中生ビールまつりご利用のお客様へ次回(日曜～木曜限定：祝前日を除く)  
生ビールまつり **500**円割引券をプレゼント!

◎夏休みは家族で! 夏休み学生割引『ガク割』

～7月18日から8月9日まで～

期間中生ビールまつりご利用のお客様、グループ内おとな1名様につき学生  
(小中高生)1名様を **500**円割引!



温泉入浴のみのご利用も承っております(組合員限定)

日帰り入浴 **300**円(小学生150円)

受付時間 11:30～21:00

フロントにて受付簿にご記入ください。 ※組合員証のご提示をお願いします

◎毎月26日は防長苑「風呂の日」

組合員・被扶養者限定 **入浴無料!**

湯上り処にて、湯上りスイーツや湯上りドリンクなど、風呂の日限定イベントを開催いたします。



やまぐち湯田温泉

防長苑

ご予約・お問い合わせ

083-922-3555

www.bochoen.jp 山口市熊野町4-29

facebook 「やまぐち湯田温泉防長苑」  
<http://www.facebook.com/bochoen>

twitter 「料理長のつぶやき」  
<http://www.twitter.com/Bochoen>